

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

規 則

○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域福祉課) 35

告 示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… (職員厚生課) 35
- 一般競争入札の実施…………… (職員厚生課) 36
- 一般競争入札の資格に関する公示…………… (循環型社会推進課) 37
- 一般競争入札の実施…………… (循環型社会推進課) 38
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… (生活振興課) 39
- 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設) の届出…………… (地域産業課) 40
- 土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農地調整課) 40
- 土地改良法による道営換地計画の変更決定…………… (農地調整課) 40
- 土地改良法による道営換地処分…………… (農地調整課) 40
- 土地改良区の定款の変更の認可…………… (土地改良指導課) 41
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (土地改良指導課) 41
- 道営土地改良事業の工事の完了…………… (土地改良指導課) 41
- 平成16年度北海道立農業大学校養成課程の学生募集…………… (農業改良課) 41
- 知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 42
- 知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課) 42
- 基本測量の終了の通知…………… (建設部総務課) 43
- 公共測量の実施の通知…………… (建設部総務課) 43
- 公共測量の終了の通知…………… (建設部総務課) 43
- 道路の区域の変更…………… (道路整備課) 43
- 道路の供用の開始…………… (道路整備課) 43
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防災害課) 43

道教育庁檜山教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 44

道選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 (平成15年 9 月分) …………… 44
- 政治団体の届出事項の異動届出 (平成15年 9 月分) …………… 45

- 政治団体の解散の届出 (平成15年 9 月分) …………… 46
- 資金管理団体の指定の届出 (平成15年 9 月分) …………… 47
- 資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成15年 9 月分) …………… 47
- 資金管理団体の指定取消しの届出 (平成15年 9 月分) …………… 47
- 政党支部の届出 (平成15年 9 月分) …………… 48

道監査委員訓令

○職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令…………… 48

規

則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年12月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第126号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
北海道福祉のまちづくり条例施行規則 (平成 9 年北海道規則第144号) の一部を次のよう
に改正する。
第15条第 4 号を次のように改める。
(4) 独立行政法人水資源機構
第15条第 7 号を次のように改める。
(7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
第15条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道福祉のまちづくり条例
施行規則第15条第 4 号及び第 7 号の規定は、平成15年10月 1 日から適用する。

告

示

北海道告示第2072号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 5 第 1 項の
規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成15年12月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 資格及び業務委託の種類
平成15年度において道が締結しようとする職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析

業務委託に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年度法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、道内に本社又は営業所を有するものであること。
- (2) 平成15年12月24日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納していないこと。
- (5) 入力・集計・分析業務に関する経験と知識を有していること。
- (6) 原則として、過去2年間に於いて国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がなくとも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含めるものとする。
- (7) 分析及び対処方法を含んだ考察にあっては、産業保健に係る専門知識を有する者（精神科専門医、臨床心理士等）が担当すること。
- (8) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合がおおむね80パーセント以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数がおおむね4分の3以上であること。
- (9) 新規雇用の募集にあっては、原則としてハローワークに対する求人申込みにより行うこと。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(2)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年12月9日（火）から19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。の午前9時から午後5時まで）
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行

わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道総務部職員厚生課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2073号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託契約名称 職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析業務
- (2) 委託契約業務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による
- (3) 委託契約期間 契約締結の日から平成16年3月25日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2072号に規定する職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部職員厚生課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館7階4号研修室 (2) 入札日時 平成15年12月24日(水)10時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第146条に基づき見積り契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5以上を納める。 (2) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年12月19日(金) (2) 提出場所 3に同じ。 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者がした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道総務部職員厚生課 イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-231-4111 内線 22-345 (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第2074号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年12月9日 北海道知事 高橋 はるみ 1 資格及び委託業務の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 平成15年12月9日に一般競争入札の公告を行うライムケーキ再生利用可能性調査業務委託契約 (2) 資格 ライムケーキ再生利用可能性調査業務委託に関する資格(以下「資格」という。) (3) 業務の種類 ライムケーキ再生利用可能性調査業務 製糖工場から発生する汚泥(ライムケーキ)の舗装用資材(ファイラー)への利用について、性状試験・応用試験等を実施し、その可能性を調査するとともに、試験施工に向けた留意事項等を整理する。 2 資格要件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこ
---	--

と。

- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納していないこと。
- (5) 過去2年間に国若しくは地方公共団体から道路アスファルト舗装に係る設計、施工管理又は道路アスファルト舗装に係る調査試験について業務委託を受け、実施した実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年12月9日（火）から16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
 - ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
 - イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、4の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2075号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託をする業務の名称 ライムケーキ再生利用可能性調査業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約の日から平成16年3月10日まで
- (4) 納入場所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2074号に規定するライムケーキ再生利用可能性調査業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁赤レンガ庁舎2階1号会議室
- (2) 入札日時 平成15年12月22日 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-318
- (4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約に定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができる。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2076号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
北の森と川・環境ネットワーク	鎌鹿 隆美	函館市五稜郭町19番15号	この法人は北海道の森と川に現在残されている生態系や自然環境をできうる限り保全し、また失われた生態系や自然環境の再生・復元を図ることで、地域の人びとや北海道を訪れる多くの人びとに北海道の豊かな生態系や自然環境とその価値を伝えていくとともに、次代をになう子どもたちに楽しく遊び	平成15.11.4

			ながら環境を学習できる場を提供し、あわせて自然環境を生かした地域づくりやまちづくりに寄与することを目的とする。	
スプリングボードユニティ21	折谷久美子	函館市富岡町1丁目5番11号	この法人は、障害のある方もない方も一人一人力を合わせて、温かい人間関係を育むことで、自ら考え努力し、乗り越えていこうというフリーでフレキシブルな法人運営のもとに、地域のまちづくりに関係する団体との情報交換や交流を図ると共に、地域資源を活用したまちづくりやスポーツを通じた心のふれあい、教育、文化、福祉、健康、観光、自然環境の保護など、様々な分野で人と人との心が通じ合うまちづくりのための事業を行うことを目的とする。	同 15.11.5
恵生会ワークハウスひまわり	相蘇 實	旭川市末広1条1丁目6番7号 山田商店内	この法人は旭川市内およびその近郊の知的障害者に対して、共同作業所での作業をととして、自立する意欲を高めるための職業指導、社会生活を送るための約束ごとなどに関する指導を行いながら、障害者があたりまえに働き、暮らせる社会を目指し、知的障害者の社会復帰を支援し、障害者の自立を図ることを目的とする。	同 15.11.7
苦小牧NPOセンター	金田 泰典	苦小牧市表町2丁目1番30号 プラザホテルニュー王子2階	この法人は、苦小牧市及び周辺町村の経済活動の活性化に寄与するため、市民、企業、行政、NPOと連携し、新事業の育成・支援、雇用の創出、被雇用者の育成・支援、住みよいまちづくりを目的とした町内会活動支援、地域環境保全支援を行うことを目的とする。更に、非営利の市民活動団体（NPO）相互の情報交換や連携を取り、新たにNPO法人を作ろうとする団体及び個人への活動支援を行うことを目的とする。	同 15.11.10
深川市体育協会	請川 公一	深川市6条21番1号	この法人は、スポーツ都市宣言にふさわしい「健康づくり」「生涯スポーツ」を市民に提供し、誰しもがスポー	同 15.11.12

			ツに親しめる環境づくりをし、スポーツに気軽に参加できる事業を行うことによって、心身ともに明るく豊かで健康的な市民生活を営むことができることを目指すとともに、市民の健康増進に寄与することを目的とする。	
北 陽 保 育 園	三 溝 邦 雄	千歳市北陽1丁目12番2号	この法人は、こどもたちの健全育成支援を基本とし、各種教育施設、児童福祉施設相互の情報交換や連携機能を向上させるための支援、こどもに関する情報の収集、発信、こどもを持つ家庭の子育て支援、こどもに関する企業、団体、行政などとの連携を行い、地域社会の増進に寄与することを目的とする。	平成15.11.14
ブレイルサー ビス	谷口眞理子	札幌市厚別区厚別南5丁目4番48号	この法人は、視覚障がい者及びその福祉にかかわる人・機関に対して、点字その他の情報メディアの提供と利用の促進に関する事業を行い、視覚障がい者の社会参加に寄与し、生活全般の向上を図ることを目的とする。	同

北海道告示第2077号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月9日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
室蘭ビル 室蘭市入江町街区番号12番符号1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社太陽流通 札幌市中央区南1条西4丁目4番地1 代表取締役 東原 俊郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名
株式会社志賀綜合食料品店 室蘭市東町3丁目10番21号 代表取締役 志賀 辰哉

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年7月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,728㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2 届出年月日 平成15年11月26日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 1の(7)に同じ。
- (2) 縦覧期間 平成15年12月9日（火）から平成16年4月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで）
- (3) そ の 他 縦覧については、室蘭市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は室蘭市へ問い合わせること。

北海道告示第2078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、当別町材北南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成15年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、愛別町金富地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、深川市一已中央地区の換地処分をした。 平成15年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ				中 鹿 追 同 [緊急整備型]（農道） 同 14.11.20 同 同 （農業用排水） 同 12. 7.19 同 同 （暗きょ） 同 15. 1.10 長 流 枝 同 （農道） 同 14.11.11 同 同 （農業用排水） 同 14. 9.30 同 同 （区画整理） 同 14.11.29 同 同 （暗きょ） 同 池 田 中 部 同 （農道） 同 14.12.10 同 同 （土層改良） 同 14.12.13 同 同 （区画整理） 同 同 同 （暗きょ） 同 協 進 一般農道整備（広域関連） 同 14. 9.13 途 別 農免農道整備 同 14.11.29 美 蘭 別 同 同 15. 1.30 中大樹南 同 同 14. 7. 1 新 光 同 同 14.12.11 中 斗 満 同 同 14.11.20 鹿 追 中央 農地保全整備（農地保全） 同 14.12.10 士 幌 西 同 同 鹿 追 東 同 同 14.12. 4 愛 冠 同 （排除工事（農地保全）） 同 14.11.29			
北海道告示第2081号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年11月26日、美瑛土地改良区の定款の変更を認可した。 平成15年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ							
北海道告示第2082号 次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成15年12月10日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成15年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ							
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所		地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
徳 富	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きょ）	北海道空知支庁		札内川右岸	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きょ、区画整理、土層改良）	北海道十勝支庁	
北海道告示第2083号 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。 平成15年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ							
地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日					
上 居 辺	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農道）	平成11.12.10					
同	同（農業用排水）	同 15. 1.20					
同	同（農地保全）	同 8.12. 6					
同	同（農用地造成）	同 6.12. 5					
同	同（土層改良）	同 14.11.29					
同	同（区画整理）	同 13. 1.15					
同	同（暗きょ）	同 14.11.29					
				北海道告示第2084号 平成16年度北海道立農業大学校養成課程の学生を次のとおり募集する。 平成15年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ			
1	募 集 学 科	畜産経営学科					
2	修 業 年 限	2 年					
3	募 集 人 員	若干名					
4	教 育 目 標						
				次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者の養成を目的として、次の目標の下に実践的な教育を行う。 (1) 農業の国際化、技術の高度化等に対応した近代的な農業経営を行うのに必要な高度の知識、技術及び能力の修得 (2) 農業・農村地域のリーダーにふさわしい指導力の養成			

5 応募資格

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは平成16年3月に卒業見込みの者又はこれらと同等以上の学力を有すると知事が認めた者
- (2) 心身ともに健康で、北海道立農業大学校養成課程を卒業後、北海道内で就農する意志を有する者

6 出願手続

志願者は、次により入校願書等を北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。

- (1) 受付期間 平成16年1月13日（火）から22日（木）まで（必着）
- (2) 提出書類

- ア 入校願書（北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号。以下「規則」という。）別記第1号様式によること。） 1部
- イ 身上調書（規則別記第2号様式によること。） 1部
- ウ 受験票（指定の用紙によること。） 1部
- エ 写真（出願前3箇月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦3.5cm×横3.0cm）） 2葉
- オ 健康診断書（出願前1箇月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。） 1部
- カ 返信用封筒（あて先を明記し、110円切手をはり付けた定形（縦22cm以上23.5cm未満、横11cm以上12cm未満のもの）） 1通
- キ 卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ク 高等学校調査書又は最終学校成績証明書

7 受験票の交付

入校願書等を受理したときは、受験票を志願者に送付する。

8 選考

校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。

- (1) 試験日 平成16年1月29日（木）
- (2) 試験地 北海道中川郡本別町（北海道立農業大学校）
- (3) 試験科目 作文及び面接
- (4) 合格発表 平成16年2月4日（水）

9 授業料等

- (1) 授業料年額111,600円及び入校料5,650円を徴収する。
- (2) 宿泊施設（寮）使用料は月額500円又は700円を徴収する（使用する寮により異なる。）。
- (3) 学生はすべて寮に寄宿するものとし、食費等は年額35万円程度とする。

- (4) 資格免許等の取得に要する経費、教材費、学生会費等は、個人負担とする。
- (5) 光熱水費その他の経費の扱いについて、詳細は次の問い合わせ先に確認すること。

10 問い合わせ先等他

- (1) 北海道立農業大学校（電話 01562－4－2121（内線 205又は206）郵便番号 089－3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1）、最寄りの支庁農業振興部農務課又は農業改良普及センターに行くこと。
- (2) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行くこと。
なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4版用紙が入る封筒を同封すること。

北海道告示第2085号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 広尾郡大樹町字振別275・278の1・278の2・282の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字振別282の1（次の図に示す部分に限る。）、275、278の1、278の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2086号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

河東郡士幌町字士幌168の53・168の54（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

河東郡上士幌町字上音更142の1・143の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2087号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

2 作業期間

平成15年5月19日から6月27日まで

3 作業地域

赤井川村

北海道告示第2088号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 作業種類

公共測量（管内河川改修計画平面図作成）

2 作業期間

平成15年10月22日から平成16年3月9日まで

3 作業地域

江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、深川市、当別町、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、妹背牛町及び雨竜町

北海道告示第2089号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律

第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 作業種類

公共測量（1・2級基準点測量）

2 作業期間

平成15年6月18日から10月23日まで

3 作業地域

興部町及び雄武町

北海道告示第2090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類

道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
栗丘幌向停車場線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字北斗603番15地先から空知郡栗沢町字北斗603番17地先（河川敷地）まで	前	18.19mから58.48mまで	200.00m	—
		後	18.19mから25.00mまで	200.00m	—
屈足鹿追線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町瓜幕西28線26番22地先から河東郡鹿追町瓜幕西28線26番1地先まで	前	14.40mから17.20mまで	490.54m	—
	河東郡鹿追町瓜幕西28線26番4地先から河東郡鹿追町瓜幕西28線26番1地先	後	15.80mから22.00mまで	490.54m	—

北海道告示第2091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名

供 用 開 始 の 区 間

供用開始の期日

道道 仁別大曲線

北広島市大曲工業団地7丁目51番地先から
北広島市大曲工業団地7丁目2番2地先まで

平成15.12.9

北海道告示第2092号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

留萌市瀬越その3急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市	町	字	地 番	標柱番号
留萌市	大町	3丁目	5番	1
同	同	同	7番5	2
同	同	同	8番5	3
同	同	同	18番	4
同	同	同	35番	5
同	同	同	11番	6
同	瀬越		11番	7

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 54台（32台×1校、22台×1校）
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成15年11月13日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社栄電社
(2) 住 所 北海道檜山郡江差町字本町6番地
- 4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価）
374,850円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

道選挙管理委員会告示

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第9号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年12月9日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

北海道選挙管理委員会告示第188号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年9月分)

政 党	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	自由民主党北海道電気通信職域支部	札幌市白石区本通19丁目南6-8 つうけんビル	高田 隆 志	元 田 歴	事務局
同	北里敏明北海道後援会	同 中央区北4条西6丁目 北海道町村会内	海老澤 順 三	南 原 一 晴	同
同	三品たかゆき連合後援会	同 北4条西4丁目 ニュー札幌ビル7F	三 品 孝 行	加 藤 孝 宣	同
同	佐藤けんじ北檜山町後援会	瀬棚郡北檜山町字北檜山203番地	斎 藤 洋一郎	前 側 進	檜山支所
同	大崎一広後援会	寿都郡寿都町字大磯町42	大 崎 一 広	大 崎 和 江	後志支所
同	佐藤静雄を勝手に支援する会翔静会	余市町大川町12丁目38番地	近 藤 徹 哉	菊 地 健 夫	同
同	たけだ仁後援会	寿都郡黒松内町字黒松内町149-6	武 田 仁	武 田 京 子	同
同	新沢明吉後援会	岩内郡共和町小沢95	菅 原 博	木 村 政 美	同
同	日本共産党谷たてお後援会	岩見沢市9条東1丁目	樋 坂 久 治	田 中 春 夫	空知支所

否	今津ひろし朝日町後援会	上川郡朝日町中央3区	伊藤茂喜	粥川章	上川支所
同	今津ひろしと歩む士別市連合会	士別市西2条8丁目 駅前ビル2階	武田勝由	伝馬秀昭	同
同	今津ひろし美瑛後援会	上川郡美瑛町栄町4丁目 清和会館内	大西昭男	井内豊	同
同	同 美深町後援会	中川郡美深町東4条北4丁目	藤守光治	山崎晴一	同
政	党 民主党北海道第12総支部	北見市北1条東6丁目1番地	松木謙公	藤野哲也	網走支所
否	いわま英彦連合後援会	伊達市鹿島町67番地	渋谷幸夫	菊地尊	胆振支所
同	中山ともやす後援会	同 鹿島町16 MSビル1F	中山智康	青山敏男	同
同	川田雄一後援会	釧路郡釧路町昆布森3丁目113番地	小西久年	能登久嘉	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第189号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成15年12月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年9月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道第一選挙区支部	代表者の氏名	三品孝行	佐藤静雄	事務局
民主党北海道参議院選挙区第3総支部	会計責任者の氏名	梶原博之	中澤健	同
同 第2区総支部	代表者の氏名	三井辨雄	石田幸子	同
小川勝也を育てる会	会計責任者の氏名	梶原博之	中澤健	同
義ト雄一後援会	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区もみじ台北2-3-19	札幌市厚別区もみじ台北1丁目3-14	同
同	会計責任者の氏名	小谷賢三	福井幸雄	同
高橋かつとも後援会	主たる事務所の所在地	札幌市北区新琴似8条8丁目2番4号 第一恵ビル2F	札幌市北区新琴似8条5丁目1	同
北海道税理士政治連盟	代表者の氏名	石井忠利	小田川繁	同
同	会計責任者の氏名	武居正義	中川信喜	同
北海道未来政策研究会	同	梶原博之	中澤健	同
三井わきお後援会連合会	主たる事務所の所在地	札幌市北区北19条西4丁目1-20号	札幌市豊平区平岸2条3丁目6-13 三井ビル平岸2階	同
民主党北海道第8区総支部	代表者の氏名	金田誠一	鉢呂吉雄	渡島支所
同	会計責任者の氏名	板倉一幸	高橋亨	同
檜山の明日を考える会	主たる事務所の所在地	檜山郡江差町字伏木戸町437-2	檜山郡江差町字中歌町199番地の5	檜山支所
自由民主党余市支部	同	余市郡余市町大川町2-18	余市郡余市町港町179	後志支所
同	代表者の氏名	中村裕之	中島剛隆	同
同	会計責任者の氏名	柳瀬乙廣	和田年正	同
民主党北海道第4区総支部	代表者の氏名	鉢呂吉雄	池田隆一	同
増山勉後援会	同	菖蒲輝行	蔵田芭夫	同
長谷川実後援会	同	中村稔	五十嵐 崐	同
自由民主党栗沢支部	主たる事務所の所在地	空知郡栗沢町本町62-2	空知郡栗沢町南本町18	空知支所
同 北海道空知支庁第二支部	同	同	同 字栗部108番地の2	同

滝川21世紀研究会	政治団体の名称	滝川21世紀研究会	柴田文男とみんなの会	空知支所
同	主たる事務所の所在地	滝川市明神町2丁目8番3号	滝川市大町2丁目5番	同
旭川地方自動車整備政経懇話会	代表者の氏名	栗林健治	高丸修	上川支所
今津ひろし占冠後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡占冠村中央	勇払郡占冠村中央 今井建設㈱内	同
同	会計責任者の氏名	会田静雄	土田光治	同
民主党北海道第12区総支部	代表者の氏名	松木謙公	永井哲男	網走支所
北海道商工政治連盟滝上支部	同	品田恒男	斉藤克也	同
同	会計責任者の氏名	伊藤紀夫	相馬敏之	同
厚真民社協会	同	松沢泰幸	黒沢和浩	胆振支所
岩倉博文早来町後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡早来町栄町165－4	勇払郡早来町大町129	同
同	代表者の氏名	前田健治	大屋和一	同
同	会計責任者の氏名	星志直	尾前時夫	同
酒井芳秀様似町連合後援会	同	酒井健二	脇坂一夫	日高支所
民主党北海道第11区総支部	同	黒田弘	野原一登	十勝支所
大谷とおる清水後援会	主たる事務所の所在地	上川郡清水町熊牛87番地	上川郡清水町本通2丁目	同
同	会計責任者の氏名	小泉末廣	池戸二	同
渡辺和寛後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西9条南3丁目17	帯広市西2条北1丁目15の1	同
倉井としかつ後援会	同	釧路郡釧路町中央3－33	釧路郡釧路町睦5－1－1	釧路支所
同	代表者の氏名	菊地重男	稲村敏	同
同	会計責任者の氏名	三村進	古庭一幸	同
坂本裕人後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町若葉3丁目28番	釧路郡釧路町中央3－33	同
同	会計責任者の氏名	干場正隆	中村春子	同
釧根翔武会	同	高尾實	川口真	同
創友会	同	三村進	古庭一幸	同
すずき一彦後援会	代表者の氏名	佐野晶貞	近藤三雄	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第190号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
（平成15年9月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先 事務局
あなたが北みらい	鈴木敏司	平15. 8.30	同
磯田憲一後援会	吉原弘行	同	同
磯田憲一と歩む会	磯田憲一	同	同
北海道主義・道民ネットワーク	岩崎充男	同	同
金澤實後援会	金丸義光	同15. 9.22	渡島支所

国沢いさお大成町後援会	中野忠幸	同15. 9. 1	檜山支所
佐藤孝行北松山町後援会	内田東一	同15. 8.31	同
大崎一広後援会	大崎一広	同15. 9. 8	後志支所
新沢明吉後援会	浜田徳次郎	同 7.12.31	同
武田仁後援会	武田仁	同 9. 7.25	同
高橋勝夫後援会	高橋勝夫	同15. 9.11	空知支所
生野よしのぶ音江後援会	神林勇	同15. 9. 2	同
生野よしのぶと歩む会	大西良一	同	同
生野よしのぶとみんなの会	生野義順	同	同
上田まさひろ後援会	上田昌宏	同15. 9.16	上川支所
有沢護後援会	土屋雅寿	同15. 9. 5	留萌支所

金田えいこう天塩後援会	桑田憲治	平15. 8.31	留萌支所	同	本桐後援会	橋本誠治	同	同
向井勝広後援会	笠松紀元	同15. 9. 1	同	同	三石町連合後援会	池田佑吉	同15. 9. 2	同
中里けいぞう連合後援会	中里弘子	同15. 9. 4	胆振支所	同	門別本町地区後援会	中迫勝彦	同15. 8.27	同
酒井芳秀浦河中部地区後援会	菅正幸	同15. 8. 8	日高支所	同	門別本町地区連合後援会	鍋谷靖昇	同	同
同 浦河町姉茶後援会	桑田正之	同	同	同	同 山手地区後援会	粥川登良夫	同	同
同 えりも町連合後援会東洋支部	大坂庄吉	同	同	同	酒井芳秀を励ます平取の会	落合政晴	同15. 8. 8	同
同 様似町連合後援会	東田正	同15. 8.25	同	同	安藤幹夫後援会	上村求	同15. 9. 1	十勝支所
同 静内建友後援会	村田一郎	同15. 8. 8	同	同	すずき一彦後援会	佐野晶貞	同15. 9. 5	根室支所
同 静内町豊畑後援会	白井繁夫	同	同					
同 静内町緑町後援会	山口正義	同	同					
同 静内町連合後援会	日向寺正幸	同15. 8.27	同					
同 富川連合後援会	広木英明	同15. 8. 8	同					
同 二風谷地区後援会	佐藤力男	同	同					
同 日高連合後援会	日向寺正幸	同15. 8.27	同					
同 平取町本町後援会	石井直義	同15. 8. 8	同					
同 平取町連合後援会	梅尾重雄	同	同					

北海道選挙管理委員会告示第191号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成15年12月9日
北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成15年9月分)			
資金管理団体の届出をした者	資金管理団体	管 理 団 体	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
三品孝行 衆議院小選挙区	三品たかゆき連合後援会	札幌市中央区北4条西4丁目 ニュー札幌ビル7F	三品孝行 事務局
中山智康 北海道議会議員	中山ともやす後援会	伊達市鹿島町16 MSビル1F	中山智康 胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第192号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

北海道選挙管理委員会告示第193号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

(平成15年9月分)			
資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異 動 事 項	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類		異 動	内 容
		新	旧
義 卜 雄 一 札幌市議会議員	義卜雄一後援会	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区もみじ台北2-3-19
柴 田 文 男 滝川市長	滝川21世紀研究会	資金管理団体の名称	滝川21世紀研究会
同 同	同	主たる事務所の所在地	滝川市明神町2丁目8番3号
渡 辺 和 寛 帯広市議会議員	渡辺和寛後援会	同	帯広市西9条南3丁目17
			札幌市厚別区もみじ台北1-3-14
			柴田文男とみんなの会
			滝川市大町2丁目5番
			帯広市西2条北1丁目15の1
			事務局
			空知支所
			同
			十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第193号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

北海道選挙管理委員会告示第193号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三							
				(平成15年9月分)			
資金管理団体の指定の取消届出をした者		資 金 管 理 団 体		指 定 取 消 届 出 先			
氏 名	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	年 月 日		
磯 田 憲 一	北 海 道 知 事	磯田憲一と歩む会	札幌市中央区北11条西14丁目1ー75	磯 田 憲 一	平15. 8.30	事 務 局	
大 崎 一 広	寿都町議会議員	大崎一広後援会	寿都郡寿都町大磯町42	大 崎 一 広	同15. 9. 8	後志支所	
生 野 義 順	深川市議会議員	生野よしのぶとみんなの会	深川市音江町字広里240番地	生 野 義 順	同15. 9. 2	空知支所	
上 田 昌 宏	美瑛町議会議員	上田まさひろ後援会	上川郡美瑛町字旭第4	上 田 昌 宏	同15. 9.16	上川支所	

北海道選挙管理委員会告示第194号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項及び同法施行令第5条第2項の規定に基づき、その名称等

を次のとおり公表する。
平成15年12月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年9月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政 党 本 部 の 名 称)	政 党 の 支 部 の 名 称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届 出 先
自由民主党本部	自由民主党北海道電気通信職域支部	有	事 務 局
民主党	民主党北海道第12総支部	同	網走支所

道 監 査 委 員 訓 令

北海道監査委員訓令第3号

職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年12月9日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令
職員懲戒審査委員会規程（昭和52年北海道監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
職員賞罰及び損害賠償審査委員会規程
第1条中「職員懲戒審査委員会」を「職員賞罰及び損害賠償審査委員会」に改める。
第2条を次のように改める。

(担任する事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する調査審議又は意見の具申をするものとする。
(1) 監査委員事務局の職員の分限及び懲戒に関すること。
(2) 監査委員事務局に属する損害賠償事案に関すること。

附 則

この訓令は、平成15年12月9日から施行する。